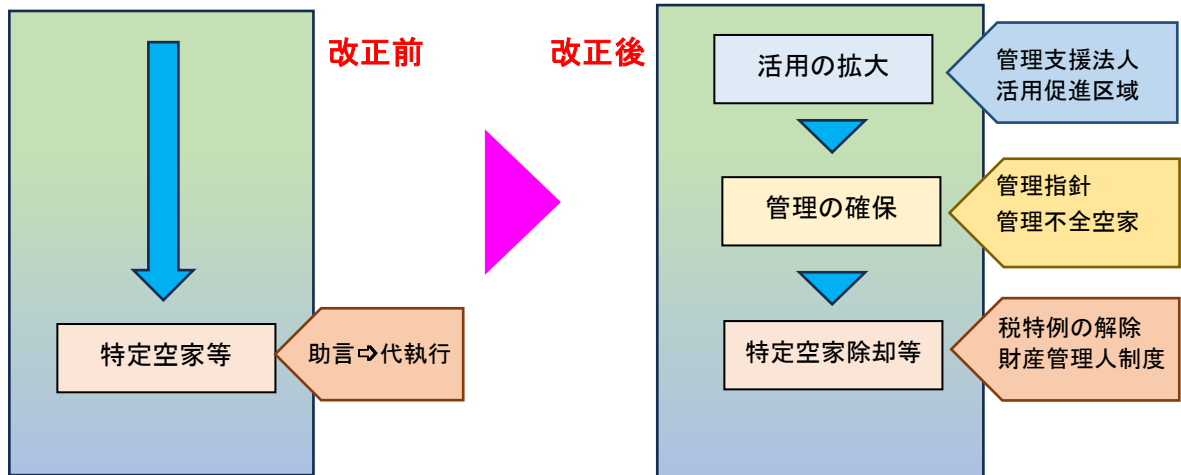


# 『空家等対策の推進に関する特別措置法』の改正概要

【法改正の概要図】



【法改正の概要表】

<b>所有者責務の強化</b>	管理努力義務に加え、国や自治体の施策へ協力する努力義務も追加
<b>活用の拡大</b>	
空家等管理活用支援法人制度の新設	・市町村では人員不足・専門性から対応が困難（法律・不動産取引） → 市町村が「法人」を指定し、「法人」は支援業務を実施する ・支援法人（社団法人、NPO、まちづくり会社等）は「施策」を支援 → 市民相談業務、管理活用業務受託、啓発、所有者探索、施策提案 ※国の想定 → 地域の司法書士会、宅建協会、空家マッチング会社等
空家等活用促進区域	拠点エリア（中心市街等）指定→法規制の合理化→活用・建替の促進
<b>管理の確保</b>	
管理指針の策定	「所有者等がすべき『管理』の基準」を国が定義（基本指針）
管理不全空家の新設	基準『管理』が不足 → 特定空家になるおそれ → 市町村が指定 → 指導 → 不足 → 勧告 → 固定資産税の住宅用地特例を解除
<b>特定空家等の除却等</b>	
緊急代執行の追加	災害時等の特定空家に対しては「命令」を省略し代執行が可能
略式代執行費用の強制徴収が可能	裁判所の確定判決が不要
財産管理人制度（民法）に係る特例の改正	市町村（利害関係人ではないが）も財産管理人（弁護士等）の選任を裁判所に請求することが可能 （1）不在者財産管理制度 （2）相続財産清算制度 （3）所有者不明建物管理制度（民法改正により追加） （4）管理不全建物管理制度（同上）